

松山広域都市計画地区計画
の変更（松前町決定）

（南黒田工業団地地区地区計画）

松前町

令和7年11月

松山広域都市計画地区計画の変更（松前町決定）

都市計画南黒田工業団地地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	南黒田工業団地地区地区計画
	位 置	松前町大字南黒田の一部
	区 域	計画図表示のとおり
	面 積	約 5.2 h a
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、県都松山市中心部から南へ約8km、松山自動車道伊予ICから北へ約4kmの距離に位置し、北側及び西側を二級河川大谷川、東側を伊予市下三谷工業団地、南側を住宅地に囲まれた一団の土地である。</p> <p>また、地区西側に一般国道56号、地区東側にJR松山貨物駅が近接しており、交通利便性の優れた地区である。</p> <p>地区計画では、このような特性を生かし、周囲の農業振興との調和に配慮した工業団地を整備する。</p>
	土地利用の方針	優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を生かした合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、敷地面積の最低限度及び壁面の位置を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>工業団地の造成の中で、公共施設として道路を計画的に整備する。</p> <p>また、周辺農地及び住宅等へ配慮し、営農活動、生活環境の保全を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	区画道路	幅員：約 10m	延長：約 600m			
	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。						
			1 建築基準法別表第2（わ）項に掲げるもの						
			2 店舗（物品販売業を除く。）、展示場、遊技場						
			3 カラオケボックス等						
			4 神社、寺院、教会等						
			5 保育所、公衆浴場、診療所等						
			6 老人福祉センター、児童厚生施設等						
			7 自動車教習所						
建築物等に関する事項			8 畜舎						
			9 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
			10 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設						
			11 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等						
壁面の位置の制限	建築物の容積率の最高限度	200%							
	建築物の建蔽率の最高限度	60%							
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²							
	道路境界からの距離	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路境界線より2m以上後退しなければならない。							
建築物等の形態又は意匠の制限	隣地境界からの距離	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、隣地境界線より2m以上後退しなければならない。							
		建築物の屋根、外壁及びその他の外観部分は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、視覚的に落ち着きのある色調とする。 屋外広告物は、美観及び風致等を良好に保つものとする。							

理由

本町へ計画的に工業の導入を図り、新しい就業機会を地域に創出することを通して、農業と工業の調和ある発展を推進し、地域の一層の振興を図るため。

